

平成26年度 第1回芦屋市社会福祉審議会会議録

日 時	平成26年11月18日(火) 13時30分～15時30分
会 場	市役所北館4階教育委員会室
出席者	出席 会長 中田 智恵海, 副会長 佐々木 勝一 松葉 光史, 中島 健一, 重村 啓二郎, 加納 多恵子, 森 幸子 大嶋 三郎, 岡本 威 欠席 都村 尚子 事務局 福祉部長 寺本 慎児 地域福祉課 長岡 良徳, 細井 洋海, 竹迫 留利子 所管課 障害福祉課 鳥越 雅也, 西川 隆士, 川口 弥良, 吉川 里香 高齢福祉課 木野 隆, 大野 裕司 介護保険課 奥村 享央, 浅野 理恵子, 広瀬 香, 山本 直樹 (敬称略)
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	なし

## 1 開会

### 【委員会の成立について】

- ・開始時点で10人中9人の委員の出席により成立。

### 【委員会の傍聴について】

- ・本日の委員会は公開とし、傍聴のご希望があれば途中入室いただくことがありますので、ご了承ください。

## 会長あいさつ

中田会長：改めまして、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今、選出されましたので、僭越ですが務めさせていただきます。よろしく願いいたします。今回は障がい者福祉と高齢者福祉を中心にご審議いただきますが、障がい者福祉は本当に大変革の真ただ中にありますし、高齢者福祉についても超高齢化社会に突入しております。いずれも大事な案件でございますので、どうぞ皆様方のお知恵を拝借したく存じます。早速始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### <資料の確認>

- ①第7次芦屋すこやか長寿プラン2 1  
第7次芦屋市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画(中間まとめ案)
- ②芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画(中間まとめ案)
- ③芦屋市第4期障害福祉計画(中間まとめ案)

## 2 協議事項

### ① 第7次芦屋すこやか長寿プラン2 1

#### 第7次芦屋市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画(中間まとめ案)

介護保険課 奥村課長より説明

#### ・高齢者の生活について

高齢福祉課 木野課長より説明

### ・基本目標 3, 4

介護保険課 奥村課長より説明

中田会長：ただいま説明がありました。施策の体系一覧である 87 ページからご意見、ご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。この表一覧について、これはすでに決まっているのでしょうか。

事務局(奥村)：はい。この一覧に沿って作っております。

加納委員：今のご説明の中で一番目立ったのは、新しい支援事業、総合支援事業、要支援がなくなるというお話しをもう少しご説明をお願いします。

事務局(奥村)：18ページの(4)地域支援事業の見直しの①に記載しております。

加納委員：日常生活支援総合事業が今後新しい総合事業ということの説明いただきましたが、これは、芦屋独自のものですか。

事務局(奥村)：これは法改正ですので、芦屋独自というわけではありません。要支援のかたの区分が、なくなってしまうとか、サービス自体がなくなってしまうとかではありません。

加納委員：平成 29 年から実施されるということでしょうか。デイサービスとヘルプサービスですよね。

事務局(奥村)：はい。要支援のかたが対象となり、それが新しい総合事業というものに変更となります。芦屋市は平成 29 年から行う予定です。

加納委員：平成 29 年 4 月からでしょうか。それまでは今まで通りですか。

事務局(奥村)：平成 29 年までは今まで通りですが、その間に準備を行います。今までは介護保険の指定を県より受けた事業所で、職員数の基準であるとか、資格を有するもので運営を行っていましたが、それをボランティアグループのかたや、NPOのかたなどにより、今までとは違う基準で運営することが可能となります。非常に大きく変わりますが、要支援をなくしてしまうということではなくて、種類が増えるのご理解いただければと思います。

加納委員：そこのあたりの理解が少し心配です。要支援 1, 2 がなくなってしまったらどうなるのか、「要介護 3」以上でないと施設に入れない、というようにその部分でしか言われていません。それに代わるこのような施策を準備しているよと皆さんに伝えればよろしいのでしょうか。

事務局(奥村)：はい。

松葉委員：18ページに、地域支援事業見直しの在宅医療、介護の連携の推進とありますが、地域の医師会とも連携しつつ在宅医療と介護を連携させていくと書かれている部分は、具体的に何か取り組んでおられるのでしょうか。特にケアマネ友の会が、芦屋市医師会の部署に相談業務や、聞きたいことがあれば、すぐ対応してくれる部署の設置を希望されています。

会長から、来年の 4 月から在宅医療を芦屋市と共同でやっていくと決まっているようなので、それから進めましょうという話がありました。具体的に、芦屋市と医師会でどのように考えておられるのか、教えていただければよろしいでしょうか。

事務局(奥村)：はい。一人の利用者さんを支えることになれば、医療と連携しないとなかなか難

しいということがございます。この度の介護保険法に、在宅医療と介護の連携が位置づけられ、その中の一つとして在宅医療と介護の連携に関する相談を受けていただけるような拠点が必要ではないかということで、ケアマネ友の会から要望があったのだと思います。芦屋市としましても、そのような場所や、それをどこが担うのか、ということにつきましてもこれから考えていかなければならないですし、医師会のかたとご相談をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

松葉委員：新しくできるという芦屋大学のグラウンド、その建物の中にとということで考えられていますか。

事務局(奥村)：場所までは、まだ決めておりません。福祉施設は基本的に事業者によって建てられるものなので、芦屋市が直接行うかどうかは別途検討事項ですが、もし医師会に事業を担っていただけるのならお願いしたいと考えております。

中田会長：人件費については、どちらが負担することになるのでしょうか。

事務局(奥村)：この事業を行うとなれば委託しようと考えております。

森委員：在宅医療・介護の連携の推進に書いてあるのは、「人生の最後は自分の地域で。」と読み取れます。課題として考えられるのは、このような取り組みをすることにより、施設に入所する人は、以前と比べて減っているのでしょうか。介護施設が今でも増えていると思うのですが、芦屋市内の中で、施設に入所しないで住み慣れた地域で過ごされている人たちは、実際、増えているのでしょうか。

事務局(奥村)：自宅で介護を受けて過ごされているかたは、認定者数の全体数が増えていますから、増えていると思われまます。

森委員：先生の実感としてはどうでしょうか。

松葉委員：最近、若い先生が増えてきていますので、以前よりは積極的に、患者さんが来られているように思います。重症のかたで、介護が必要なかたが増えていきます。

森委員：住民に身近な組織が中心となってと書いていただいています、住民に身近なは、細かく言えば町内会自治会になると思いますが、温度差があるように思います、そういったところは行政のほうで、自治会に対して、講演会など実施されているのでしょうか。普通の町内会等の自治会に対してそういった働きかけは、実際なされているのでしょうか。

事務局(奥村)：医療に関してということでしょうか。

森委員：住み慣れた地域で最期を迎えるというように、だんだん移行していますよね。施設ではなく、そのようなことに対して、自治会長に何らかのアクションは起こされているのでしょうか。

事務局(木野)：今後、医療との連携、整備をしてからの話になります。それから徐々に地域に広げて「在宅で住み慣れた地域で」というように進めていくということになります。

加納委員：実際、高齢者のかたの希望は、できるだけ、在宅で余生を過ごしたいというお気持ちが多いのは確かです。

佐々木副会長：この部分でつい最近関わっておりました。今、京都府の負担で事業を施行されていますが、居宅の看取りケアという形で、ケアマネと看護師の団体に研修会をされています。

それによって、初めて地域が変わっていくという意識ができると思いますので、地域にいきなり持ちかけるよりも、今関わられている団体に投げかけてみて、その中で地域を掘り起こしていく、変えていくということが必要だろうと思います。芦屋市も、なかなか「看取り」という言葉を使いにくいとは思いますが、「看取りケア」をシステムの中に入れざるを得ないのではと思いました。その辺は抵抗感がおありでしょうか。

事務局(奥村)：「看取り」という言葉自体は入れにくいかと思いますが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後までということが、そのような意味になると考えております。

佐々木副会長：最後結局は居宅で亡くなることができるかどうか、そのサポートができるかどうかということにかかってくると思います。

事務局(奥村)：啓発の部分は非常に重要ですので、その辺は医師会の協力をいただきながら、これは少し先の話になりますが、地域の方にも啓発活動をお願いしていこうと考えております。

中田会長：それは組織的にお願いしていくということにしないと、個別は難しいですね。

事務局(奥村)：はい、医師会にお願いしているところでございます。

中田会長：ほかに何か、ご質問ご意見ありますか。

松葉委員：150ページの地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、訪問看護のナースのかたの負担が大きく、費用も掛かると思われますが、予算は十分にあるのでしょうか。

事務局(奥村)：これは予算があるというより、それだけ給付費が必要であるということで計算しています。保険料を5,600円から5,800円としていますので、それを加味して考えております。

松葉委員：消費税も含まれていますか。

事務局(奥村)：不確定要素ではありますが、現状で計算して入れております。

中田会長：平均の額ですね。

事務局(奥村)：仮定ですので、実際どの介護度のかたが何人利用されるか、始まってみないとわからない部分がございます。このくらい利用されるであろうと予想を立てて計算しています。

中田会長：109ページの、各種サービスの実施状況が載っていますが、年を追うごとに利用者数が減っているサービスがあります。これに関してはどのように考えていらっしゃいますか。例えば109ページの下から3行目の徘徊高齢者家族支援サービス事業、登録者数が少ないですけれども、減っていますよね。これは機能していないから減っているということでしょうか。

事務局(木野)：登録者数は10人ですけれども、検索数は年間740件ほどございます。周知が足りないとは考えておりますので、今後は周知徹底していきたいと考えております。

中田会長：食の自立支援事業、配食サービスというのは、他のサービスを利用されるようになって

たかたが多くなったということでしょうか。

事務局(木野)：配食サービスにつきましては、平成4年から芦屋市で補助をしております。現在、普通食につきましては、多様なニーズに対応する民間業者の参入等により、年々減少しているのが現状でございます。

中田会長：ハートフル福祉公社とはどの様に連携していますか。ハートフル福祉公社も同じように配食サービスしていますよね。ハートフル福祉公社も減少していますか。

事務局(木野)：はい、この件数は、ハートフル福祉公社と喜楽苑の合計数です。民間の分は入っていません。

中田会長：だから減少しているということですね。

事務局(木野)：その通りでございます。

重村委員：自治会で高齢者の見守りを地域で見守るという話がありましたが、自治会にそれだけの体力があるのか。80歳を超えている自治会長がおられるが、その後継ぎがない。60代70代の世代が出てこないから、80代で頑張ってもらっている。限りのあることなので、市民参画課と連携する等体制を見直す必要がある。誰が助けにいけるのか。高齢者が人を担ぐことはできないという話もあります。自治会や防災、行政が連携をしないと、ことが起こった場合に誰が支援できるのか。その辺りを考える必要があります。ご高齢のかたがかなりおられて、一週間したら病院にということも現実にあります。結局何人が支援できるのか、非常に疑問に思いますし、その部分をテコ入れする必要があると思います。

岡本委員：対象者はどういう人を想定されているのか。例えば、独居のかた、ご夫婦とも高齢者のかた、若い家族もいる家庭なのかによって、扱いが違うと思います。住民に身近な自治会であると先程言いましたが、これは行政が中心になって行うということですよ。

でも、例えば家族が複数の場合、同居しているかたが地域で見守るという意識に目覚めないといけません。本当に高齢者だけでどうすることもできない場合なら、行政が、あるいはボランティアがやらねばいけません。人によって違うと思います。一律でこういうことはできないと思います。高齢者世帯にやれと言っても無理な話です。それと今の時代でしたら、どちらかという高齢者で医療が必要な人は、家にいるよりも病院に入ってもらったほうがいいと考える若いのかたが多いので、そのような考え方を改めてもらうよう働きかけも必要です。すごく多方面に動いてもらわないといけません。医療と介護の連携推進に取り組むやり方として、単に医師会と連携しているだけではないという気がします。

事務局(奥村)：ご家族の意識という部分ですが、まずは専門職の知識の研修を図り、その次にはご家族の知識啓発も必要かと考えております。認知症に関しましても、理解を深めていただくために、認知症サポーター養成講座も進めていきたいと考えております。医師会との連携というのは、地域も含んだ研修や知識啓発も含んで、一緒に取り組みたいと思っております。

中田会長：そういうときに、安易にボランティアという言葉が使われています。例えば防災関係で、いざという時に、高齢者一人を助けるために、四人がかりで助ける。そのボランティアの人たちを、どのように集めて、どう信じていくか、というような講習をやったとしてもどれだけ集まるかですよ。ボランティアがとか、民間とか、出てきていますが、それがどの程度有効なのかということは、考えていただきたいと思います。

事務局(奥村)：やはり、実施主体によって、適しているものとそうでないものがあると考えてお

ります。今回の地域支援事業の分類も、専門的な知識がいるような場合は、今までの事業者が担うべきでありますし、そうではなく、一緒に楽しく過ごしたほうがいいような内容でしたら、地元の方々と今までのお付き合いの延長というような形で行ったほうがそのかた自身の状態が改善するということも考えられます。適しているものとそうでないものがあると考えておりますので、その辺は見極めて進めていきます。

岡本委員：18 ページの（4）地域支援事業理見直しの①平成29年度末までに移行と②平成30年4月までに実施とあるが、意味が違うのか。時期の定め方がどう違うのでしょうか。

事務局(奥村)：今回の法改正で、全部一斉改正するものとそうでないものがありまして、地域支援事業の場合は、平成27年から実施するところもあります。法改正自体は平成27年からとなっており、平成27年から実施する自治体もあり実施期間に幅がございます。また平成30年からというのは、第6期計画の間に準備をして、準備が整えば実施開始ということです。医療関係は平成30年以降というものもございます。

期間までに準備が整えば、実施してはいけないということではございません。それまでにすることというものですので、そのような書き方になっています。

岡本委員：すべての市町村が30年の4月までには実施しなければならないということですか。たとえば①の平成29年3月末を、平成30年4月までに移行と記載してはいけないということですか。

事務局(奥村)：介護保険の認定は一人一人認定期間が異なります。平成29年度中にそのかたを新総合事業に移行するという意味で平成29年度、3月末と記載してございます。

加納委員：そのような記載にしなければいけないのですか。

事務局(奥村)：法律に沿って記載するとこのようになります。例えば4月早々に認定の切替えが必要なかたは、年度初めに移行となりますし、認定期間が年の中間であれば、その中間から新しい総合事業に変わるかたもいます。29年度末までに該当するかたを移行させなければならぬため、このような記載となりました。

中田会長：他に何かございませんでしょうか。些末的なことで、思い付きで質問や意見をした印象が免れないですが、全体についてはどうでしょうか。この芦屋すこやか長寿プラン21で、芦屋市の高齢者は、ニーズに沿った施策が成功されるでしょうか。ご意見等なければ、次に障がい者福祉がありますので、そちらに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか、もし全部終わってからご意見など思いつかれたら、また伺いたいと思います。

## ① 芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（中間報告）

障害福祉課 鳥越課長より説明

佐々木副会長：54 ページの地域生活支援事業の取り組みにある居住系生活サービスの実施は、内容としては、障がいのある人の地域における居住の場として、「共同生活介護」「施設入所支援」の各種サービスの提供と基盤整備を進めます、という表現になっていますが、芦屋市の第4期障害者福祉計画では、成果目標の設定で、地域移行の人数を明かしてきています。この辺の文言は気をつけられたほうがいいと思います。これだけ見ると、施設拡充とか、施設の整備は行っている、という意味に感じます。芦屋市が行いたいのは、地域移行ですよね。その分をわかるようにしていたほうが文言としていいのではないかなと思います。細かなことですが、そこが気になります。

それから、障害者差別解消法の部分で、先ほど重点プロジェクトの権利擁護体制の充実ですが、差別や虐待に関して、自立支援協議会との連携をどのようにされているのかなにも書かれていない。例えば、私が神戸市で深く関わっております自立支援協議会では、何もできなくて困っているのが現状です。芦屋市も恐らく一緒だと思いますが、実際できるのかどうか、すごく気になります。

事務局(鳥越)：芦屋市につきましても虐待関係につきましても、自立支援協議会と市で、連携ができていないのが現状です。この点は、先ほど申し上げました障害者差別解消法のところで、任意ではありますが、障害者差別解消支援地域協議会を立ち上げようと検討しているところがございます。また、当課では人権推進課等と連携して協議会を設置していければと考えております。

佐々木副会長：例えば虐待の通報があった場合どこが対応するのでしょうか。対応は別の機関が対応するのでしょうか。

事務局(鳥越)：基本的には権利擁護支援センターで、障がいの虐待であれば、障がい者基幹相談支援センターとなります。また障害福祉課も対応する場合もございますが、そこで一緒に連携をしながら対応していけるようにと考えております。

中田会長：それ全部委託事業ですよ。

事務局(鳥越)：障がいの関係であれば、障がい者基幹相談支援センターを委託しております。

森委員：障がい者のかたの施設や団体にボランティアとしてお手伝いや協力をさせていただいていますが、お手紙を出す際に、迷うことがございます。芦屋市は障がいの「害」をひらがなで使われているにも関わらず、課の表示が全部漢字ですよ。どちらの字でコンタクトを取ってよいのか、些細なことですけど迷います。この辺の見解はいかがでしょうか。

事務局(鳥越)：第6次中期計画の目次裏面をご覧ください。下のほうに注意書きを記載しております。「障害者」の「害」の表記についてということで、基本的な法律等に基づくものにつきましては、害の表記は漢字の「害」の表記をさせていただいております。その他の法令等で決まっていない言葉につきましては、基本的にひらがなの「がい」を使用しようと努めております。

障害福祉課につきましては、いろいろご意見等いただいておりますが、現在、漢字表記をさせていただいております。

森委員：基本的には芦屋市内ではひらがなを使うということですね。実際、芦屋市は全部ひらがなではないのかと言われることがあり、市としての見解を一度お伺いしたいと思っておりました。現在、芦屋市内の小中学校へ定期的に「福祉学級」というのをさせていただいております。その際に、生徒さんに出すマニュアルについて、精神障がい、視覚障がい、あるいは身体障がい、そういったかたに向けての対応の仕方ですとか、そのようなものをマニュアルにまとめて作成し出しますが、ものすごく迷います。やはり、芦屋市内の学生や生徒を対象にする場合についても、ひらがなで表記したほうが良いということですね。

事務局(鳥越)：市として市全域に障がいの「がい」はひらがなで統一するよう周知等はしておりませんが、「障がいのあるかた」という言い方につきましても、障がいの「がい」は基本的にひらがなです。障がいの「がい」を石偏の「碍」、常用漢字にはなっていませんが、本来は障壁というところで、石偏の碍じゃないのかと、おっしゃられるところもございます。

法律名につきましては文字が違ってきますと法律の名称と合わないもので、その分については基本的に法律名に沿った漢字の表記としています。

そういったところから、「がい」をひらがなで統一するまでに至っておりません。

森委員：すみません。本筋と違うようなところで質問させていただきました。

事務局(寺本)：権利擁護のところを補足させていただきます。89ページをご覧ください。

先ほどお話しさせていただきましたように、権利擁護支援センターを中心に、相談から支援まで一元的、専門的に行っているという実態がございます。例えば、障がい者の相談支援事業所から、権利擁護支援センターに持ち込まれた事案がありましたら、行政の障害福祉課も一緒に関わるようなマニュアルで決まっております。そのフローの中でシステム化しており、委託事業者と行政が一緒になって、対応するというようになっております。マニュアルでは記載されていませんが、89ページで表現しているところでございます。自立支援協議会につきましても、52ページにございます地域発信型ネットワーク図がありますが、そのネットワークで、各地域で起こった普遍的な課題の場合は、自立支援協議会や相談支援事業所が一緒になり、芦屋市の施策について連携していこうという仕組みを作っております。補足説明は以上です。

中田会長：権利擁護支援システム推進委員会と、権利擁護センターとは、どの様に連携されていますか。

事務局(細井)：権利擁護支援センターにつきましては、虐待や権利侵害の対応の中心的な役割を担っているところでございます。権利擁護支援システム推進委員会につきましては、権利擁護支援センターの機能を含めた自然体の権利擁護支援のシステム化をどう図るかという議論をしているところでございます。また、権利擁護支援センターの職員が、自立支援協議会の委員も担っており、権利擁護支援について、自立支援協議会の中で議論となった際には、その委員が発言できるよう体制は整っております。

中田会長：市では、権利擁護センターに挙がってきた事例については漏れなく把握されているということですね。

事務局(細井)：そうです。今、部長がご説明申し上げましたが、障がい者につきましても、高齢者につきましても、虐待の対応につきましてはマニュアルが整備されておりますので、通報があった案件については、責任を持って対応しているところでございます。また、疑いも含めて通報については、全てそのフローで流れております。そういった意味では、漏れなく把握ができております。

中田会長：ありがとうございました。

佐々木副会長：質問よろしいでしょうか。実際、芦屋市も事例があると思います。その時に例えば夜間に虐待があったと通報があった場合、緊急で保護しなければならないと判断したら、具体的にどういう形で保護されていますか。通報があって、行って確認したら、家の中で興奮状態になっている。子どもを引き取らないといけないと判断する場合、どういう形で対応されているのか。そのマニュアル化されているというのは、どういう形で対応をされていますか。

事務局(細井)：緊急性の判断がまず大切だと考えます。まず通報を受けた機関が、一時的なスクリーニングをしまして、緊急性の判断をいたします。そこから障害福祉課、また高齢福祉課に、通報が上がってくるということになっており、できるだけ早い段階で情報共有のためのミーティングを行います。

佐々木副会長：ミーティングをする暇はないと思いますが。



事務局(細井)：緊急性が高いと判断した際には現場に参ります。24時間の体制については、対応ができるよう、障害福祉課、高齢福祉課ともに連絡網を作っております。

佐々木副会長：子どもを保護した場合や、障がいのかたを保護するようなどころはありますか。

事務局(西川)：障がい者のかたでありましたら、障害福祉課と、施設におきまして、緊急性が高い虐待案件が起こった際に、保護していただける施設がございます。

佐々木副会長：今までにありますか。普通に受けてくださいましたか。

事務局(西川)：はい。

佐々木副会長：契約をしていたとしても知らないと受けてもらえず、トラブルとなったことがあります。受けてくれるならありがたいですね。

中田会長：高齢者の場合もありますか。

事務局(木野)：はい、あります。

中田会長：完璧ですね。

森委員：24時間ホットラインのようなものはありますか。

事務局(寺本)：芦屋市の警備員室に夜中電話があった場合でも、警備員室に高齢福祉課長、障害福祉課長の電話番号を登録しておりますので、そこから連絡がとれるよう体制を整えておりますし、現場発見の場合は携帯番号を知っておりますので、すぐに連絡がとれるようにしております。逆に警察から通報がくる場合もあります。

森委員：ホットラインと言いますか、3ケタの番号のような誰でもすぐかけられるものがありますよね。そういったものは特に設けていないのでしょうか。

事務局(寺本)：ホットラインというのは設けていませんが、権利擁護支援センターの職員も、24時間電話対応の体制を整えておりますので、連絡があれば、すぐ駆けつけるというようになっています。

中田会長：ありがとうございました。私のほうから、付け加えさせていただいてよろしいでしょうか。先ほど、佐々木副会長が言われた、54ページの居住系サービスについて、基盤整備を進めますということに対して、あまり文言が明確でないから、「地域移行」という文言を入れたほうがいいのかという発言があったと思いますけれども、それについてはどうでしょうか。何も伺わないまま前に進めてしまいましたが、「基盤整備を進めます」というのが、何のことかよくわかりませんから、明確に「地域移行を進めます」という風にしたほうがいいのか、方向性として明確になると思いますけれども、いかがでしょうか。

事務局(鳥越)：地域移行があまり表に出ていない中で、地域移行という文言を主に書くということがいいのか判断ができていないのが現状です。

中田会長：別に主に書かなくても、サービスの提供と地域移行などの基盤整備を進めるというようにしたらいかがでしょうか。

事務局(鳥越)：はい、検討させていただきます。

中田会長：もう一つ発言がありました、芦屋すこやか長寿プラン21の高齢者のことですが、18ページ、人生の最後まで住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、という部分について、ここもはっきりと「看取りケア」と書かれるのはいかがでしょうか。これも佐々木副会長からのご発言ですが、何も結論を伺わないまま前に進めてしまいました、それについては高齢者福祉のほうでは、どのようにお考えでしょうか。

事務局(奥村)：高齢者の施策側としましては、亡くなることを前提にというより、元気で暮らしていただくところがメインでございますので、今の表現でいきたいと考えております。

佐々木副会長：よくわかりますけども、市民のかたは、看取りという言葉を使う、使わないということよりも、死ぬまで自分らしい生活が送れるかということだと思います。そのことを行政側が妙にオブラートで包んだ言葉にしてしまうと、逆に不安となるのではないかという気持ちがあります。

加納委員：医療との関係、往診などいろいろな要求がたくさんありますよね。

佐々木副会長：言葉の重みということも理解していますが、これから芦屋市の高齢者施策を進める中で、安心して死ぬると言ったほうがいいのではないかと思います。

事務局(奥村)：高齢者施策単独ではなかなか言い切りにくいところでもあり、医療との関連もございしますが、調整は検討したいと思います。

中田会長：他の市町村や他府県をご覧になって、看取りケアという単語が使われているかどうかということもご検討いただきたいと思います。それでは、次の議題に進めてもよろしいでしょうか。

## ② 芦屋市第4次障害福祉計画（中間報告）

障害福祉課 鳥越課長より説明

中田会長：ご意見ご質問はありますか。なければ私から質問させていただきます。先ほど数字設定がありました、16ページの数字目標ですが、これは初めから実現不可能ということでしょうか。設定せざるを得ないということでしょうか。

事務局(鳥越)：4期計画につきまして、本市でチャレンジド雇用というものがございます。短期ではございますけれども、知的と精神で障がいのあるかたを臨時的任用職員として採用しております。この事業は25年度から実施しており、25年度で3名のかたを任用し、今年度は2名となっております。チャレンジド雇用を市全体に広めていきたいと考えております。雇用の場の拡大ですが、ハローワークと就業生活支援センターに市から、常勤で1名支援員を派遣し連携しております。難しい人数ではないかのご指摘ではございますが、一般就労への移行を今後進めていかなければならないと考えていますので、目標に向かっていきたいと考えております。

中田会長：実現できなくても、仕方ないということでしょうか。

事務局(西川)：今年度2名ですが、前年度8名の実績があり、年によって差があり前年度の8名は、一般就労になりました。しかしながら、福祉施設から毎年のように一般就労へ移行できるかということ、難しいものがあります。そのためには、福祉施設の中で、エースとして働いてお

られるかたが、一般就労に行きやすいような普及啓発をする。もしくは県、国のほうで一般就労に移行した際に、補助金を出すような制度を要望する等、現在ではそのような制度はないですが、そういったことも考えながら、移行しやすいようにしていきたいと思っております。

チャレンジド雇用は、最低枠でも3名のかた、複数になれば6名という形になりますが、実現可能な数値だと考えております。

中田会長：ご健闘を祈ります。一部の知的障がい者の施設では、就労移行というのは全然掲げていませんよね。プログラム内容としては、施設に対し就労移行するようプログラムを進める必要があると思います。市からもプログラムを導入してはどうかとアイデアを提示していくことはされないのでしょうか。

事務局(鳥越)：今年度なかなか会議ができていませんが、先ほど申しましたハローワークや、就業生活支援センターとともに、最終的には商工会に声をかけながら、会議体を持ちたいと考えております。今年度設置いたしまして、話を進めながら就労移行について周知していきます。

中田会長：それは雇用する側に広報していくということでしょうか。

事務局(鳥越)：はい。

中田会長：雇用してもらえるように、雇用されるようなプログラムを、施設に対して助言はしていただけないのでしょうか。

事務局(西川)：就労支援者会議等におきまして、就労してもらう側だけではなく、事業所、親御さん、本人が一般就労というのはどういうものかと普及啓発していきたいと考えております。

中田会長：親は働いてもらいたいと希望しています。しかし障がい者本人が行っている事業所で就労に対してのプログラムがなされなければ、就労の訓練がされていないわけですから、就労に向けて前に進んでいないという状況でしょう。

事務局(西川)：子どもが気分よく働いているときに、あまり環境を変えたくないと考えられるかたもいます。その中で、事業所にも変わっていただきたいですし、親御さん、本人も変わっていただきたいということがあります。

中田会長：私が言いましたのは、事業所が変わってもらうように働きかけるということ由市側からしていただけないかということです。

森委員：私の知識でしかわかりませんが、障がいを持っているかたが作った、さをり織りやコップを商品化されていると聞いたことがあります。アンリシャルパンティエの西宮工場では、一般のかたに商品として受け入れられるようなものを作ることを指導し、ともに就労を促すということをされていたと思いますが、そのように一般の企業に向けて、具体的に働きかけということはされていますか。

事務局(鳥越)：各事業所が作成する授産品につきましても、おっしゃられるような、一般に販売できるような製品、商品になるよう、それを市から指導、働きかけは行っていないのが現状でございます。

中田会長：一つだけよろしいのでしょうか。77ページにある組織化及び組織の運営についてとありますが、実際に進んでいるのでしょうか。

事務局(鳥越)：組織化したいという声は、現実的にはなかなか出てこないというのがございます。ただその運営体を実施される事業ですとか、協力ができるところについては、できる限り協力はしていきたいと考えております。

中田会長：運営する事業を支援していくということですね。それでは、他にないようですので、次のその他に移りたいと思いますが、事務局から何かございますか。

事務局(長岡)：事務局から、今後のスケジュールについてご報告いたします。

12月民生文教常任委員会で報告、1月パブリックコメント、その後、策定委員会を開催、市課長級による幹事会、市長を本部長とする本部会を開催、2月中旬をめどに第2回芦屋市社会福祉審議会を開催する予定です。

中田会長：ありがとうございました。報告について何かございますか。なければ、これをもちまして閉会とさせていただきます。

閉会